

# 第 6 章 第 1 期障がい児福祉計画

## 1 . 成果目標の設定

第 1 期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療的ニーズへの対応について成果目標を設定します。

### ( 1 ) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターは児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援などの地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設であり、本市ではすでに 1 か所を設置済みです。

	説 明	数 値
目標値	平成 3 2 年度末における児童発達支援センターの設置箇所数	1 か所

保育所等訪問支援の利用体制整備

保育所等訪問支援は、現在、市内 3 か所の事業所が実施しています。教育委員会や児童福祉部門と一層連携し、今後も事業が円滑に実施されるよう努めていきます。

	説 明	数 値
目標値	保育所等訪問支援事業の実施	事業実施

### ( 2 ) 医療的ニーズへの対応

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在市内に対応する事業所がなく、平成 3 2 年度末までに市内で各 1 か所整備することを目標とします。

	説 明	数 値
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の数	各 1 か所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

N I C U等に長期間入院したのち人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的なケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が、地域で適切な支援を受けられるよう、平成30年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標とします。

	説明	数値
目標値	関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置

<p><b>国の基本指針</b></p>	<p>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置                      保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築                      主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所確保                      医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）</p>
----------------------	--

## 2 . 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

障がい児が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、平成30年度から32年度までの各年度における指定障害児通所支援又は指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 見込量算定の考え方

障害児通所支援等の見込量の算定にあたっては、過去のサービス提供量や利用人員の実績を基本とし、その分析結果に基づき、サービス等の種類ごとに、平成32年度までの各年度における見込量を推計しました。

見込量は、各年度における1か月あたりのサービス提供量及び利用人数を示しており、その単位は次のとおりです。

人日/月：1か月あたりの延べ提供日数

人/月：1か月あたりの実利用人数

## (2) 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量と確保の方策

### 児童発達支援

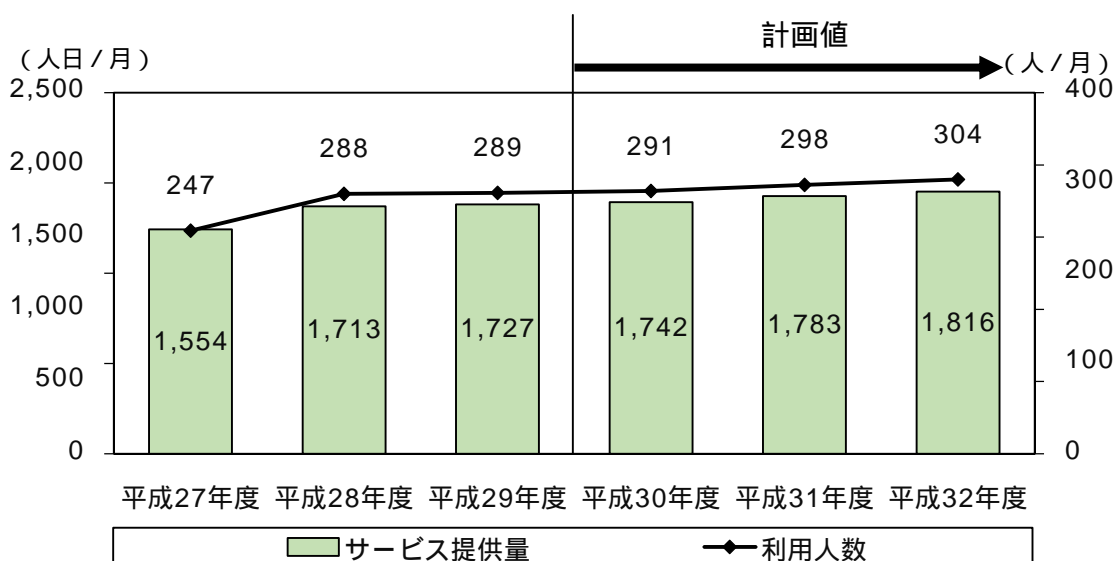
#### サービス内容

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要がある未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う。

#### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、従前に比べ増加幅は縮小すると見込まれるものの、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	1,218	1,270	1,324	1,742	1,783	1,816
	人/月	213	235	259	291	298	304
実績値	人日/月	1,554	1,713	1,727			
	人/月	247	288	289			
計画比	人日/月	127.6%	134.9%	130.4%			
	人/月	116.0%	122.6%	111.6%			



## 医療型児童発達支援

### サービス内容

肢体不自由で理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児に児童発達支援及び治療を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数及びサービス提供量については、市内に対応可能な事業所がなく、第4期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、潜在的な利用ニーズを把握し、提供体制の整備など対応を検討していきます。

## 放課後等デイサービス

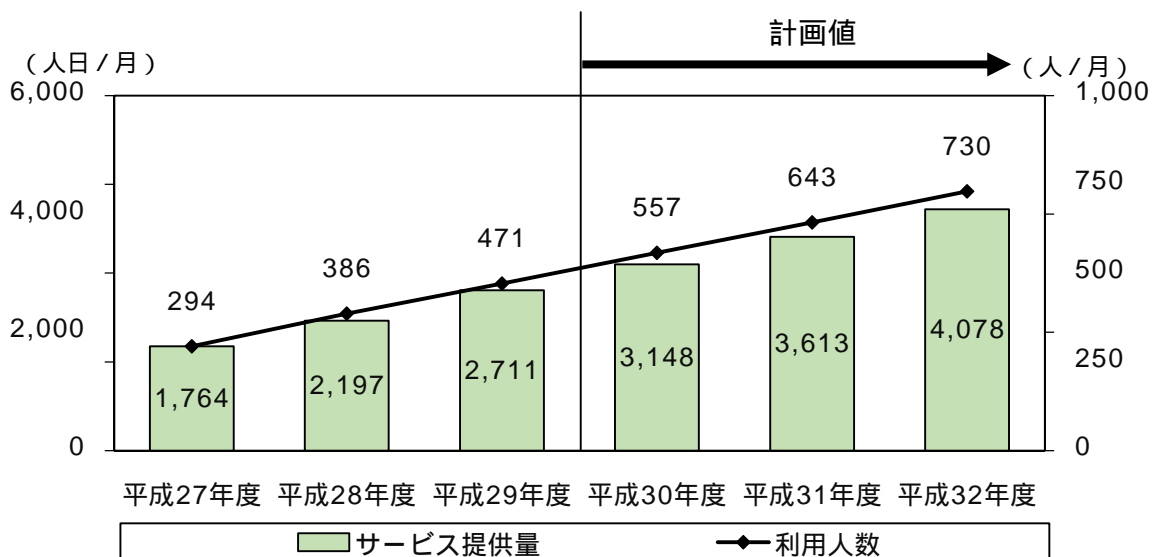
### サービス内容

学校の授業終了後や休業日に支援が必要な障がい児に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進など必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	1,495	1,674	1,875	3,148	3,613	4,078
	人/月	248	278	311	557	643	730
実績値	人日/月	1,764	2,197	2,711			
	人/月	294	386	471			
計画比	人日/月	118.0%	131.2%	144.6%			
	人/月	118.5%	138.8%	151.4%			



## 保育所等訪問支援

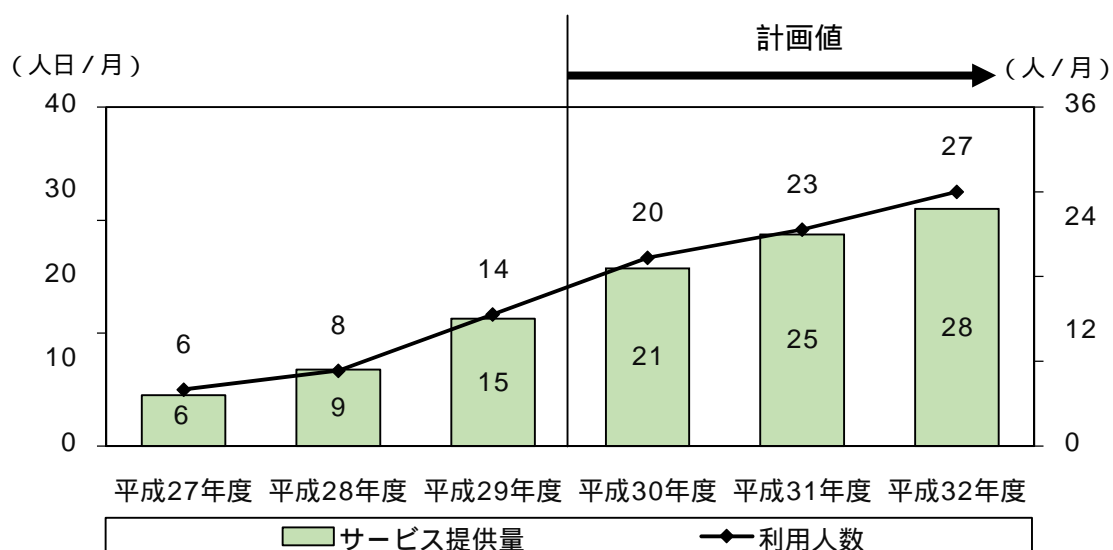
### サービス内容

保育所など集団生活を営む施設を訪問し専門的な支援が必要な障がい児に、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、過去の利用実績を踏まえ、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人日/月	5	10	20	21	25	28
	人/月	2	5	10	20	23	27
実績値	人日/月	6	9	15			
	人/月	6	8	14			
計画比	人日/月	120.0%	90.0%	75.0%			
	人/月	300.0%	160.0%	140.0%			



## 居宅訪問型児童発達支援

### サービス内容

重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。

### 見込量算出の考え方

平成30年度から開始されるサービスであり、利用人数の見込量については、サービスの利用対象と想定される就学前の重症心身障がい児数から、見込量を算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月				0	1	1
実績値	人/月						
計画比	人/月						



## 障害児相談支援

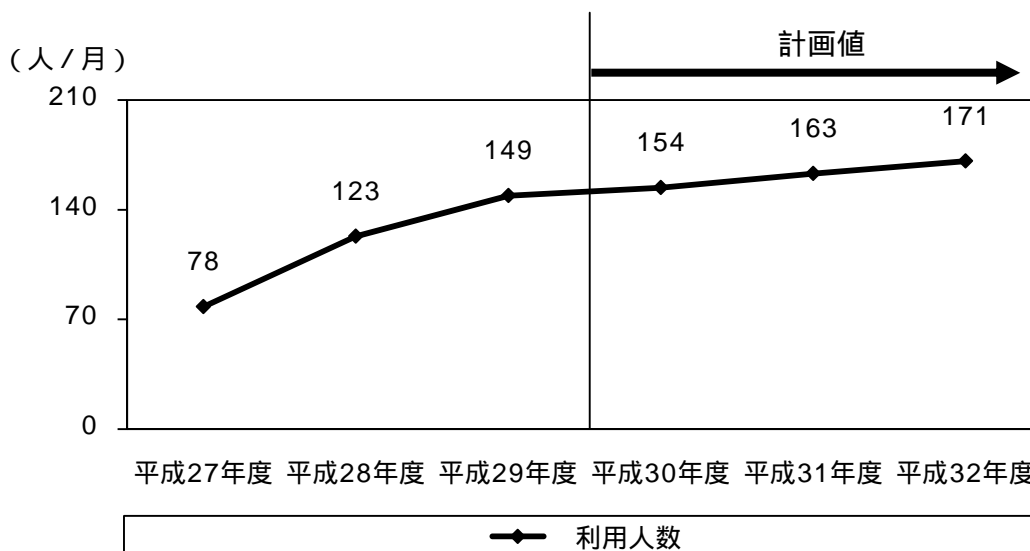
### サービス内容

障害児通所支援の申請等を行おうとする障がい児について、心身の状況やサービスの利用意向などの事情を考慮し、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、障害児通所支援事業者等との連絡調整や障害児通所支援の利用状況を検証の上、計画の見直しを行うなどの便宜を供与する。

### 見込量算出の考え方

利用人数の見込量については、サービス利用人数の増加を見込んでいることから、今後も増加するものとして算出しています。

	単位	実績			見込量		
		27年度	28年度	29年度 (見込み)	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	33	53	73	154	163	171
実績値	人/月	78	123	149			
計画比	人/月	236.4%	232.1%	204.1%			



## 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### サービス内容

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

### 見込量算出の考え方

配置人数の見込量については、関係機関との検討を行ったうえで、平成32年度中に1人配置することを目標として設定します。

## 見込量確保の方策

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、見込量と供給量との調和を図るよう努めていきます。また、肢体不自由児、重症心身障がい児、医療的ケアを必要とする障がい児など、重度の障がい児に対する支援体制について、30年度末までに設置する協議の場で見込量確保の方策を検討していきます。

### **( 3 ) 兵庫県が設定する活動指標**

兵庫県障害福祉審議会において、兵庫県独自の指標が設定され、市町に係る新たな活動指標として教育と福祉の協議の場の設置及び障がい児の相談窓口の設置の2点が設定されました。

#### **教育と福祉の協議の場の設置**

教育と福祉の両分野の連携が十分に図れていないことを踏まえ、就学前から卒業までの支援を連携して円滑に実施できるよう、平成30年度末までに教育と福祉の協議の場を設置する。

#### **障がい児の相談窓口の設置**

障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行い、ライフステージ（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）に応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関をつなぐ役割を担う相談窓口を、平成32年度末までに設置する。